

補装具種目一覧（平成18年厚生労働省告示第528号。R7.4.1適用）

種目	名 称		R7購入基準額 (単位：円)	耐用年数
義肢（注1、2）			504,000	1～5
装具（注1、2）			89,000	1～3
姿勢保持装置（注1）			454,000	3
車椅子（自走用）（注1）			301,000	6
車椅子（介助用）（注1）			486,000	
電動車椅子（標準型）（注3）			927,000	6
電動車椅子（簡易型）（注1）			847,000	
視 覚 障 害 者 安 全 つ え	普通用	繊維複合材料	4,200	2
		木材	2,700	
		軽金属	2,800	5
	携帯用	繊維複合材料	5,200	2
		木材	3,400	
		軽金属	3,300	4
	身体支持併用		4,600	4
義 眼	レディメイド		17,900	2
	オーダーメイド		86,900	
眼 鏡	矯正用 （注4）	6D未満	16,900	4
		6D以上10D未満	20,200	
		10D以上20D未満	24,000	
		20D以上	24,000	
	遮光用	前掛式	22,400	
		掛けめがね式	31,200	
	コンタクトレンズ		13,000	2
	弱視用	掛けめがね式	38,200	4
焦点調整式		18,600		
補 聴 器 （ 注 5 ）	高度難聴用ポケット型		44,000	5
	高度難聴用耳かけ型		46,400	
	重度難聴用ポケット型		59,000	
	重度難聴用耳かけ型		71,200	
	耳あな型（レディメイド）		92,000	
	耳あな型（オーダーメイド）		144,900	
	骨導式ポケット型		74,100	
	骨導式眼鏡型		126,900	
車載用姿勢保持装置			69,900	3
起立保持具（児童のみ）			31,700	3

種目	名 称			R7購入基準額 (単位：円)	耐用年数
歩 行 器	六輪型			70,000	5
	四輪型（腰掛付）			43,900	
	四輪型（腰掛なし）			43,900	
	三輪型			37,700	
	二輪型			29,900	
	固定型			24,400	
	交互型			33,300	
	排便補助具（児童のみ）				
歩 行 補 助 つ え	松 葉 づ え	木材	A 普通型	3,800	2
			B 伸縮型	3,800	
		軽金属	A 普通型	4,600	4
			B 伸縮型	5,150	
	カナディアン・クラッチ			10,000	
	ロフストランド・クラッチ			10,000	
	多脚つえ			7,600	
	プラットホーム杖			27,600	
	意 重 度 伝 障 害 者 置 用	文字等走査入力方式			
簡易なもの		152,700			
簡易な環境制御機能が付加されたもの		203,900			
高度な環境制御機能が付加されたもの		480,600			
通信機能が付加されたもの		480,600			
生体現象方式		480,600			
人工内耳		人工内耳用音声信号処理装置修理（注6）			30,000
（注1） 義肢・装具・姿勢保持装置・車椅子・電動車椅子の基準額については、令和4年度交付実績（購入金額）1件当たり平均単価を記載。（千円未満は四捨五入。令和4年度福祉行政報告例より。） （注2） 義肢・装具の耐用年数について、18歳未満の児童の場合は、成長に合わせて4ヶ月～1年6ヶ月の使用年数となっています。 （注3） 電動車椅子普通型4.5km/hと6km/hとの平均単価 （注4） 遮光用としての機能が必要な場合の購入基準額は31,200円です。 （注5） デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は2,000円を加算。 （注6） 部品の交換を伴う修理は認められません。 【補装具支給事務取扱要領（H30.3.23障発0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）】 対象機器の範囲：人工内耳用音声信号処理装置（標準型・残存聴力活用型）のみ。 人工内耳用材料が破損した場合及び医学的に必要と認められる場合の交換については医療保険給付の対象					